

令和6年度第1回船橋市青少年問題協議会

議事録

令和6年7月23日(火)

午前10時00分～11時16分

船橋市役所6階 602会議室

- 1 市長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 議題
 - (1) 会長、副会長の選出について
 - (2) 船橋市社会福祉審議会委員の推薦について
 - (3) 青少年を取り巻く現状と課題について
 - ふなばし地域若者サポートステーション
 - 青少年センター
 - (4) 令和5年度青少年関係事業実績報告及び令和6年度青少年関係事業実施計画について
- 4 報告事項
 - 自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業について 【市民安全推進課】
 - 船橋市再犯防止推進計画の策定について 【福祉政策課】

午前10時00分 開会

○事務局

皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、また大変お暑い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。事務局を担当させていただきます宮崎です。よろしくお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、令和6年度第1回船橋市青少年問題協議会を始めさせていただきますと思います。

初めに、松戸徹船橋市長よりご挨拶をお願いいたします。

○松戸市長

皆様、おはようございます。本当に連日暑い日が続いておりますけれども、そうした中、青少年問題協議会の各委員の皆様には様々な形で子供たちの健全育成のためにご尽力いただいておりますことを、改めてこの場をお借りして御礼申し上げます。本当にいつもありがとうございます。

この青少年問題協議会は昭和43年にできて、昨年55周年を迎えました。半世紀以上におたって、この協議会がいろいろな形で活動を続けていただきましたけれども、昭和40年代の初めというのは船橋の人口急増が本当に大きく続く中で、青少年の健全育成、いろいろな形で課題も多くあった頃になります。それ以降も様々な形で、それぞれの時代に課題はありましたけれども、この協議会の中でご審議いただいたことを、またいろいろな事業を経て、今非常に人口の多いまちになっておりますけれども、いろいろな団体の皆さんがつながって青少年の健全育成に取り組んでいく形ができていることを、私としても大変感謝をしておりますし、また、この協議会の中でいろいろな形で今後に向けてご審議をいただければと思っております。

そして今、小学生から高校生までの船橋市の児童・生徒数は約6万5,000人になっております。非常に多くの子供たちが日々生活しておりますけれども、やはり時代の変化によって、その中には本当に支えてあげなければいけない子供たちがいたり、いろいろな手だてをしなければいけない状況も生まれてきております。今日は地域若者サポートステーション、そして青少年センターからの報告もさせていただきますけれども、ぜひとも今の現状を聞いていただいて、それに対して今後船橋市としてどういった形がいいのか、またご意見をいただければと思っております。

市としては、今、ヤングケアラーのことでありますとか、児童相談所に向けた準備を進めていることと、大変暑い夏が続く中で、体育館のエアコンの整備を開始したりして、サポートすべきところと、環境の充実というものを図っておりますけれども、何よりもこうした連携をしていくことが大事になりますので、引き続きお力添えいただけることをお願いを申し上げまして、御礼を兼ねてのご挨拶とさせていただきます。

これからもよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○事務局

ありがとうございました。市長におかれましては、これで退席をさせていただきます。

(松戸市長 退室)

○事務局

それでは、まずお手元の資料の確認をさせていただきます。着座にて失礼させていただきます。

本日の配布資料ですが、全部で4点となります。まず1点目「次第」、2点目「席次表」、3点目「令和6年度第1回船橋市青少年問題協議会資料(1~4)」、最後に「令和6年度船橋市青少年問題協議会」と書かれた緑色の冊子となります。恐れ入りますが、不足の資料がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今回、第3号委員の皆様任期満了に伴い、新たに委嘱状を交付させていただきました。そのほかにも初めてのご出席となる方もいらっしゃいますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。お配りした席次表の桜井委員から反時計回りに丹羽委員までお願いいたします。丹羽委員の後は、外側の山崎委員から同じく反時計回りに自己紹介をしていただきますよう、お願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○桜井委員

桜井信明と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○青木委員

青木はるかと申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○岩井委員

岩井友子でございます。よろしくをお願いいたします。

○鏑木委員代理(船橋警察署 小山生活安全課長)

昨年に引き続き、船橋警察署生活安全課長の小山です。よろしくお祈りいたします。

○山岸委員

小・中学校長会代表の山岸です。よろしくをお願いいたします。

○本庄委員

おはようございます。ふなばし地域若者サポートステーション、本庄と申します。よろしくをお願いいたします。

○戸松委員

おはようございます。いつもお世話になっております。船橋地区保護司会の戸松と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

○大塚委員

少年少女団体連絡協議会会計の大塚と申します。本日もまた皆さんと一緒に協議できることを大変喜びにしております。今後ともよろしくをお願いいたします。

○岩瀬委員

おはようございます。私、民生児童委員協議会から出向してきております岩瀬と申します。

よろしくどうぞお願いをいたします。

○小出委員

おはようございます。社会福祉協議会の小出と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○草野委員

おはようございます。社会教育委員の代表として参加しております草野滋之と申します。よろしくお願いいたします。

○丹羽委員

おはようございます。船橋市青少年補導委員連絡協議会の代表として参加させていただいております丹羽と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎委員

船橋市スポーツ協会の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

○青鹿委員

船橋市スポーツ推進委員協議会から来ております青鹿と申します。よろしくお願いいたします。

○村木委員

おはようございます。青少年相談員の代表として参加しております村木と申します。よろしくお願いいたします。

○原野委員

おはようございます。PTA 連合会代表で参加しております原野弥生でございます。よろしくお願いいたします。

○早川委員

おはようございます。船橋市自治会連合協議会の早川でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋委員

おはようございます。船橋市教育委員会生涯学習部長をしております高橋伸行です。よろしくお願いいたします。

○森委員

おはようございます。こども家庭部長の森です。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

続きまして、本日の委員の出欠状況でございますが、船橋東警察署長の勝又委員、市川児童相談所船橋支所長の児玉委員、青少年センター運営協議会の加瀬委員（※約30分後に入室）、学校教育部長の日高委員、市立船橋高等学校長の近藤委員は欠席をされております。また、船橋警察署長の鎗木委員は欠席されておりますが、オブザーバーといたしまして、船橋警察署生活安全課長の小山幹事にご出席をいただいております。

なお、船橋市青少年問題協議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、船橋市情報公開条例第26条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則として公開することとなっております。議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は公開としております。

傍聴人の定員を先着5名までとし、市のホームページに掲載をし、傍聴人の受付を行いましたところ、傍聴人はいらっしゃいませんでした。

また、本会議は議事録を作成し、市のホームページで公表することとなります。そのため、議長選任後に議事録署名人となる委員2名を選出し、署名をいただくこととなります。

それでは、議事に入らせていただきます。船橋市青少年問題協議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長を務めることとされておりますが、3号委員の任期満了に伴い、新たに委員委嘱を行ったことから、現在会長及び副会長が選出されておられません。会長が選出されるまでの間、事務局で仮の議長を担当し、会長が決まりましたら、その後会長に議長として議事の進行をお願いするという方法をご提案したいのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局

ありがとうございます。それでは、事務局で仮の議長を担当させていただきます。

○仮議長（青少年課長）

青少年課、由良でございます。おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、仮の議長を務めさせていただきます。着座にて失礼いたします。

1つ目の議題に入ります。これ以降のご発言の際には、ご自身の所属とお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

議題(1)「会長、副会長の選出について」ですが、青少年問題協議会の会長、副会長につきましては、条例第4条第1項の規定により、委員の互選により定めるとされております。

会長の選出の方法についてお諮りします。つきましては、簡便ではございますが、指名推選による方法でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長（青少年課長）

ありがとうございます。それでは、指名推選で会長の選出を行います。どなたかご推薦をお願いいたします。

大塚委員、お願いします。

○大塚委員

大塚でございます。今、会長の推薦というお話がありましたので、現在もこの会をまとめて、スムーズに進めていただいております丹羽委員を会長に推薦させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○仮議長（青少年課長）

ありがとうございます。ただいま会長に丹羽委員のご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○仮議長（青少年課長）

それでは、丹羽委員が会長に決しました。これをもって仮議長の任を解かせていただきます。

これより、船橋市青少年問題協議会条例第5条第1項の規定により、丹羽会長に会議の進行をお願いいたします。では丹羽会長、会長席への移動をお願いいたします。

（丹羽会長、会長席へ移動）

○議長（丹羽会長）

改めて、おはようございます。

本当に力不足ではありますが、会長ということでご指名をいただきましたので、精いっぱい務めさせていただきたいと思っております。皆様のご協力をいただきながら、先ほど市長のご挨拶にもありましたとおり、皆様の連携を深めて、実りある問題協議会としたいと思っておりますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。着座にて進めさせていただきます。

それでは、引き続き議事に入らせていただきます。

まず、議事録署名人につきましては、船橋地区保護司会の戸松委員と船橋市青少年相談連絡協議会の村木委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。議事録ができ次第、事務局よりご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、副会長の選出方法をお諮りしたいと思います。先ほどと同様に指名推選としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。それでは、副会長選出につきまして指名推選で行います。どなたかご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

○岩瀬委員

はい。

○議長（丹羽会長）

よろしくお願いいたします。

○岩瀬委員

着座にて失礼します。私、民生児童委員の岩瀬でございます。

私は草野委員を推薦したいと思います。草野委員は社会教育全般の専門で、船橋市社会教育委員長も務められておりますので、推薦させていただきます。お願いします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。ただいま草野委員のご推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。それでは草野委員、副会長席へお移りいただきまして、ご挨拶をお願いいたします。

（草野副会長、副会長席へ移動）

○副議長（草野副会長）

副会長ということでご指名をいただきました。ありがたくお引き受けさせていただきます。丹羽会長とともに協力しながら、これからの会議の運営を円滑に進めていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、議題（２）「船橋市社会福祉審議会委員の推薦について」となります。こちら事務局長のほうからご説明をお願いいたします。

○青少年課長

青少年課でございます。よろしくをお願いいたします。

議題（２）「船橋市社会福祉審議会委員の推薦について」、ご説明させていただきます。

資料は1になります。令和6年5月27日付、船福政第56号の2にて、船橋市長より推薦依頼がありました。社会福祉審議会につきましては、資料1の2ページ目、「船橋市社会福祉審議会について（概要）」、1つ目の四角ポツに記載のとおり、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するために設置された法定審議会となります。

一番下の四角ポツ、「専門分科会について」でございますが、現在専門分科会として「民生委員審査専門分科会」、「身体障害者福祉専門分科会」、「児童福祉専門分科会」の3分科会が設置されています。当協議会から推薦した委員は「児童福祉専門分科会」に所属することになります。

資料1の3ページ目、下段の《参考》に児童福祉専門分科会の基本的な審議事項を記載させていただいております。当協議会からは、これまで船橋市少年少女団体連絡協議会の大塚委員に出席いただいておりますが、令和6年6月30日に任期満了となったことに伴い、新たな推薦依頼が来ているところでございます。委員のご推薦をよろしくをお願いいたします。

なお、所管課の福祉政策課には、第1回の青少年問題協議会にて推薦することを説明済みでございます。

事務局からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。それでは、こちらも指名推選の方法でいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。それでは、指名推選で委員の選出を行いたいと思います。どなたかご推薦をお願いいたします。

○小出委員

社会福祉協議会の小出です。

大塚委員を推薦したいと思います。今回も児童福祉専門分科会を担当するとのことですので、大塚委員はボーイスカウトで長くご活躍をされており、これまでのご経験を児童福祉にも生かしていただけたと思いますので、推薦させていただきます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。ただいま社会福祉審議会委員に大塚委員のご推薦がございました。皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。それでは、大塚委員を推薦させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして議題（3）「青少年を取り巻く現状と課題について」です。今回は、ふなばし地域若者サポートステーション、青少年センターから、青少年を取り巻く現状と課題等につきまして、ご報告をいただく予定となっております。また、ご質問は2団体からご報告をいただいた後にお受けしたいと思います。

それでは初めに、ふなばし地域若者サポートステーションからお願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

○本庄委員

ふなばし地域若者サポートステーションの本庄と申します。よろしく願いいたします。

資料2-1、2、3とございます。資料2-1、これは本当は三つ折りのパンフです。ふなばしサポステのパンフレットとなります。この虹が描いてあるのが一番トップになります。このようなパンフレットを船橋市内、習志野市内にたくさん置かせていただいております。概要としましては、15歳から49歳までの現在無業の方の就労のお手伝いをしますというところです。

令和5年度より委託事業者が変更になりまして、去年が私、1年目ということだったの

ですが、厚生労働省の目標値というのがございます。160 人の人を登録させて、96 名を何かしらの形で働かせなさいというものです。令和 5 年度はどうだったかといいますと、新規登録者は 248 名いました。すごく多い数字でした。進路決定は 137 ということです。サポートステーションが全国 177 か所あるうちの、新規登録者は上から数えて 4 番目、進路決定者は上から数えて 11 番目という数字でございました。ただ、これは去年がすごく調子がよかったので、今年はこの数字が出るかどうかは分からないというところにはなりません。

青少年ということで、10 代の方が青少年というところにかかってくると思うのですが、10 代の方のご利用は大体 10% くらいです。20 代が一番多いです。半数が 20 代、30 代が 30% くらいで、40 代が 10% くらいというところになっております。

場所ですけれども、ここから歩いて 5 分くらいのところがございます。

やっている内容としましては、このパンフレットの裏面を見ていただきますと、まず個別相談をやっている。就労に必要な知識やコミュニケーションなどの講座に無料で参加できる。講座、いわゆるグループワークを行っています。企業様がいらしてお話をいただけるというグループワークもあります。そこで企業とつながりを持つことができるということです。そこで話が進んでいくと、職場の見学だったり職場体験だったりを行って、就労につながっていくという流れをつくることができます。

右側のほう、その他の支援です。

出張相談は、習志野市役所で毎月行っております。

そして、合同企業説明会の開催です。8 月 1 日、もう来週ですね。合同企業説明会というものの第 1 回を行います。船橋市中央公民館で行います。

その他としては、他機関のご紹介です。ふなばしサポステの支援だけではその方の進路決定が難しいと判断されるような場合は、他機関をご紹介させていただく場合もございます。

そしてもう一つ、高等学校卒業程度認定試験に向けた学び直し支援です。高卒認定の学び直しなども行っております。

2 枚目の資料に行きたいと思います。赤い資料です。合同企業説明会、8 月 1 日、これが第 1 回です。全 2 回行います。2 回目は 12 月 8 日に予定しております。ここで何をするかといいますと、企業様のお話をまず聞きます。企業様のプレゼンテーションをまず聞いて、その後ブースに分かれて、さらに深くお話をしていくというものです。どんな企業が参加されるかという、その赤い資料の裏側です。6 社の企業様がいらしてお話をさせていただく。マッチングのきっかけをつくるということになります。これは毎年行っているものではございます。今年は予約者が少なめなので、もう少し増えるといいかなと思っております。

3 枚目の資料です。習志野市保護者サポートと書いてありますが、これは 8 月 28 日です。11 月に船橋市内で行います。同じことをやります。若者支援で保護者のできることと

ということです。このお話ししていただく方、井内さんという人ですけれども、この支援業界ではかなりの有名人でありまして、いろいろなお話をここでしていただけるというところになります。

ふなばし地域若者サポートステーションの令和5年度の目標値と結果などは、この緑色の資料の23ページです。受け継いだままの目標値をそのまま令和5年度は行っておりまして、ですので、達成できているところと、あまり達成できていないところがあります。それを踏まえた令和6年度の目標値が100ページにございます。

ふなばし地域若者サポートステーションでございました。ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは続きまして、青少年センターからよろしくお願いいたします。

○青少年センター所長

青少年センター所長の大橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

青少年センターよりご報告申し上げます。資料はございません。

まず、青少年センターの事業ですが、補導活動、相談活動、そして環境浄化・広報活動の3つの活動を中心に取り組んでおります。今回の困難を抱える青少年への対応につきましては、この中の補導活動や相談活動に含まれる業務となります。特に相談活動では、直接青少年と関わる機会が多く、家庭や学校から多くの相談を受理しております。最も多い相談内容は不登校と登校しぶりで、全体の半数以上を占めております。学識別では小中学生が最も多く、中でも中学生男子からの相談が半数近い状況でした。

その反面、相談数は減少しましたが、不良交友や暴力行為といった反社会的な問題にも継続的に対応しております。最近ではSNSを介した交流が特徴的で、容易に他校や他市、場合によっては他県の青少年と関わることもあり、問題が広域化することも少なくありません。

高校生年代のケースでは、就学前は家庭保育のみで、小学校ではほぼ全欠だった児童が、小6から青少年センターに毎日通うようになり5年目を迎えました。今では生きていく上での必要な基礎学力やコミュニケーション能力が少しずつ身につけてきました。今年度は本人の意思や保護者の意向を確認しながら、就労に向けての取組を継続しています。先月はデイサービスで職業体験を行い、本人にとっては貴重な体験となり、就労に向けての大きな一歩になったようです。

さらに青少年センターでは、不登校児童・生徒対策の一環として、夏休みに一宮ふれあいキャンプを実施しています。これは昭和57年より継続して実施してきた事業でございます。数年前より全中学校の生徒指導主事が研修の一環として参加をしていただいております。充実した事業になってきております。今年度につきましても、8月22日から24日までキャンプを行う準備をしているところです。このキャンプに参加した児童・生徒が学校の別室に通うようになったり、継続して環境美化に関わったり、通所したりするなど、前

向きな形で動き出すことも多く、大変価値のある事業であると感じております。

困難を抱える青少年は今後も増加する傾向が考えられます。今後も学校や他の関係機関と連携しながら、将来の社会的自立を目指し、支援や相談活動を進めていきたいと考えております。

青少年センターからは以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

ただいま2団体からご報告をいただきました。委員の皆様からご質問、ご意見等を賜りたいと思います。いかがでしょうか。どなたかございませんか。お願いいたします。

○岩井委員

今日はありがとうございます。

まず、若者サポートステーションですが、137進路決定ということで、どんなところに進路が決定されているのか、どういう方々が進路決定につながっていくのか、もう少し具体的に。

それから、どういうところでご家族がお困りになっていたり、ご本人がお困りになっているのか。また、こういうところで変わってきたとか、そういう最近の傾向がもしあれば聞かせていただければと思います。

○本庄委員

まず、進路決定の就業場所は、いわゆる倉庫内作業などを中心とした、あまり人とたくさんしゃべらなくても大丈夫というところにお働きになる方が多いです。清掃もそうですが、そういう人が割合としては多いです。業種としてはたくさんになってきますけれども、比較的多めのところはその辺りになります。

人物像としましては、コミュニケーションが苦手な利用者は多いのですが、それでも人と大事なことは話せますという人は、比較的進路決定を早めにする確率が高いです。

困り事のほうですけれども、まずご家族の困り事。親御さんですと、うちの子は全然働かないけれども、どうしたらいいかしらというお困り事が多いです。

まず、ご家族のご相談をお受けするのですが、サポートステーションに本人を連れてきてくださいと。お父さん、お母さんの考えていることと、本人の思っていることは結構違ったりするんです。なので、親御さんがご本人を連れていらしたとき、親御さんと面談する相談員と、ご本人と面談する相談員を分けてお話をします。一緒に相談をすると、親の前だと本当のことを言えないというお子様も多いので、実際のところはどうかというところから始まっていきます。

私は、船橋のサポステに来る前は千葉のサポステに11年くらいいましたけれども、最近の傾向としましては、もともと大人しい利用者さんは多かったのですが、さらに大人しくなっています。例えば、お昼休みや休憩時間は、以前は教室の中でリーダーみたいな人が

誕生して、みんなで話をしようということがあったのですが、今は電車の中みたいな、みんなで携帯をいじっているという状況です。なので、横のつながりがあるとしても、全員で仲良くなろうというよりは、2人、3人のグループがいくつかできていくというところが最近見られる傾向だと思います。

○議長（丹羽会長）

よろしいでしょうか。

○岩井委員

ありがとうございました。とても頼りにしているので頑張ってください。よろしくお願ひします。

それから、青少年センターに伺いたいのですけれども、不登校の子供さんで中学生の男子が多くなっているというお話だったと思うのですけれども、それはどういう背景があるのでしょうか。その辺を伺いたいのと、ふれあいキャンプに参加をすると足を踏み出し始める子供たちが多いということなのですが、このキャンプはどんなことをされるのですか。

○青少年センター所長

まず1点目ですけれども、中学生男子が多いというのは、不登校というわけではなく、相談をしてくるのがかなり中学生の男子が多いということで、その保護者がなかなか学校とうまく折り合いがつかない場合などに、困って相談するということが多いのではないかと思ひます。

特に男子につきましては、中学生になりますと部活動のトラブルや友達関係の SNS を通しての問題、それから、ごく少数ではございますけれども、うまく家庭が機能していないご家庭もござひます。例えば母子家庭のご家庭とか、そういった方の保護者のお母様がこちらに相談してくるといふケースが多いのではないかと思ひております。

2点目のふれあいキャンプですが、まず学生アシスタントというものを募集しまして、近隣の大学生の子たちが常にグループでリーダーとなりまして、みんなでカレーづくりをしたり、それから、サンドアートといいまして、砂浜に行つて各グループに分かれて砂でつくるものを書いて、みんなで一生懸命つくるというものを活動として取り組みます。また、キャンプファイヤーも実施しまして、みんなでグループごとに、スタンプといいまして、出し物を書いたり、フォークダンスをしたりというような活動が行動の中では主ではないかと考えています。ふだんほかの子供とのコミュニケーションをほとんど取っていないお子さんが多いですので、他校のそういったお子様と一緒に触れ合つたり、それから学生のお兄さん、お姉さんと触れ合うことで、コミュニケーションが一步でも進めばと思ひております。

○岩井委員

ありがとうございました。

もう1点だけ聞いていいですか。青少年センターさんですけれども、青少年センターに

通っている生徒さんに、これから自立に向けて就労の支援をしていくというお話もあったのですが、不登校の方々が青少年センターに通われている方と、教育委員会のほうでやっているサポートルームがありますよね。どういう位置づけというか、役割分担みたいなものはあるのですか。

○青少年センター所長

青少年センターでございます。

まず役割分担といいますと、青少年センターに通所してくる子は、基本的に個人的な、一人でしかなかなか活動できない子がメインでございます。要は、一人一人を対応できるようなお子様が青少年センターのほうには通所してきまして、個別での学習や活動をして過ごすということがメインとなります。

サポートルームさんに関しては、多少、少人数でもそこで関わりが持てるようなお子様が رفتったり、そういったことで子供たちに、保護者もそうですけれども、見学をしていただいて、どちらが都合がいいかというようなところで選んでもらっているというのは事実です。青少年センターにつきましても、本所といたしまして、すぐ近くの本町にあるものと、北部分室といたしまして、高根台中のすぐ近くにあるアットホームな一軒家を地域の方から寄贈されたものがあります。雰囲気的にも多少違うので、もちろん近隣の通所を選ぶ場合があると思うのですが、実際に来て、見て、本人が活動しやすいほう、子供によっては青少年センターにも来ますしサポートルームにも行くというようなお子様もいらっしゃると思います。

以上です。

○岩井委員

ありがとうございました。頑張ってください。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。どなたかご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしくお願ひします。

○小出委員

社会福祉協議会の小出です。

若者サポートステーションのことで、合同企業説明会のお話がありまして、8月1日ですけれども、今どのくらい埋まっているのかと、過去にこういった説明会があったときに、参加率がどれくらいで、実際就職に結びついたのがどれくらいあるのか。さらに、こういった企業を説明会に参加していただくために、こういった取組というか努力をされているか、その辺を教えていただければと思います。

○本庄委員

来週行われます合同企業説明会の予約状況ですが、今現在12名くらいです。利用者ということになりますが、定員40なので、あと3倍くらいあるといいかなと思っております。

去年までのデータですと、1回の合同企業説明会につき25名から30名くらいの参加者がありました。なので、今年は少し少ないよねという話を事業所内では行っております。

そこをきっかけに就業した方は、去年ですと1回の合同企業説明会につき3名くらいがマックスとなってきます。なので、割合としてはあまりよろしくないというイメージもあるかと思えます。

企業様の開拓に関しましては、この合同企業説明会は各地でいろいろなところが行っているものです。そこにうちのスタッフがお邪魔をしまして、企業様と直接名刺交換などをさせていただいて、この企業説明会に参加をしていただくという場合と、サポートステーションにいらしていただいて、直接、2時間なら2時間の枠で1社としてお話をさせていただく、2つのパターンがございます。

このプログラムは毎月行っているもので、企業様がいらっしゃる日がありますということで利用者を募っているという状況です。職業人講話という名前ですけれども、これは1回につき5名から10名ほどの利用者がお話をお伺いするということになります。

○小出委員

少し少ないというお話がありましたけれども、貴重な場だとは思いますので、また引き続きよろしく願いできればと思います。

○議長（丹羽会長）

ほかにはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

ふなばし地域若者サポートステーション、また青少年センター、ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。議題（4）「令和5年度青少年関係事業実績報告及び令和6年度青少年関係事業実施計画について」、事務局よりお願いいたします。

○青少年課長

青少年課でございます。

「令和5年度青少年関係事業実績報告及び令和6年度青少年関係事業実施計画について」でございます。お手元に緑色の冊子をお配りさせていただいております。簡単にご説明をさせていただきたいと思えます。

8ページをお開きください。関係機関、市で実施する事業として、こちらに記載の「船橋市青少年総合対策」を基本として実施しております。「1. 基本方針」の下から2行目に、「この船橋市青少年総合対策は、家庭・地域・学校・企業・行政等がそれぞれに役割を果たし、緊密な連携と協力を図り、青少年健全育成施策を積極的に推進するものである」と記載しております。本日ご参加の青少年関係機関、団体、市、教育委員会は、それぞれの専門分野を生かし、基本目標（推進目標）に沿った事業を実施することとなります。

戻っていただいて、1ページ目をお開きください。こちらは、市教育委員会が実施した事業報告の書式となります。①「重点目標」に記載する事項について説明いたします。先

ほどご覧いただきました8ページ、9ページに記載の「船橋市青少年総合対策」、「3.基本目標」の中から、該当する各団体の実施事業に該当する推進目標を全て選定しています。⑦「目標値」は、所管課による自己目標、数値を記入しています。⑨「達成度」は、目標値と実績値を比較し、2ページの⑨、四角く囲った表の中を参考に、達成度を照らしてAからDの4段階の達成度を記入しています。⑩の「総合評価」は、達成度を含めて事業の狙いや意図に則しているか、その評価、効果、課題、検討事項等の総合的な自己評価が記載されています。

続きまして、3ページの「青少年関係事業実施計画書」につきましては、これも先ほどの8から9ページの基本目標、推進目標を基に実施事業を記入することとなります。

10ページの船橋警察署から、20ページの青少年補導委員連絡協議会までは、市、教育委員会以外の関係機関、団体からの令和5年度事業実績報告事項となります。それ以降の21ページから88ページまでは、市及び教育委員会の実施事業で、目標値の達成度を含めて総合的な自己評価を行っています。

時間の関係上、それぞれの項目ごとにご説明する時間はございませんけれども、指標の達成度について、簡単にですけれども、こちらでも説明します。

戻って、7ページをお開きください。こちらには令和5年度事業の指標の達成度の内訳を記載しております。達成度ごとに前年度の令和4年度の数字は載っていませんけれども、比較いたしますと、まず達成度「A」の一番下、総事業数184件となっておりますが、前年度は139件でしたのでプラス45件、「B」が27件、前年度は37件でしたのでマイナス10件、「C」が15件、前年度は24件でしたのでマイナス9件、「D」が8件、前年度は14件でしたのでマイナス6件、達成度「なし」は60件、前年度は73件でしたのでマイナス13件、合計で294件、前年度は287件でプラス7件となっております。

続きまして、青少年関係の事業実績計画書ですけれども、青少年関係事業実施計画書につきましては、90ページから138ページにかけまして、船橋市青少年総合対策の基本目標、推進目標(1)から(5)の各項目に基づき、団体別に記載しているものでございます。

「令和5年度青少年関係事業実績報告及び令和6年度青少年関係事業実施計画について」、主に冊子の見方の説明となりましたけれども、目標値の設定や総合評価のポイントなどでご意見をいただき、青少年関係事業の見直し、改善につなげられる資料として今後も行きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長(丹羽会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局より、「令和5年度青少年関係事業実績報告及び令和6年度青少年関係事業実施計画について」、ご報告がありました。委員の皆様からご意見、ご質問を賜りたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

○小出委員

度々すみません。社会福祉協議会の小出です。

昨年の5年度の第1回青少年問題協議会で2点の新規事業の報告があったと思うのですが、この令和5年度青少年関係事業実績報告書に掲載されていないように思いますので、その2点についてお伺いさせていただければと思います。

1点目につきましては、船橋市ヤングケアラーLINE相談事業についてですが、実際に相談件数がどれくらいあったのか、主な相談内容がどのようなものだったのか、また相談内容の解決に向けた取組がどうだったのかということをお聞かせいただければと思います。

もう1点が、やはり報告で、船橋市におけるひきこもり支援のプラットフォームの説明がありましたけれども、これにつきましても、各窓口においてどのようなひきこもり支援に関する事例があるか、また、どのような居場所があれば支援につながる可能性があるか、調査などを行って検討したいと発言されておりましたので、その具体的な取組内容や検討結果などについてお聞かせいただければと思います。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○森委員

こども家庭部から、ヤングケアラーについてのLINEの相談状況についてご説明をいたします。ヤングケアラーに関して、LINEを活用した相談の事業につきましては令和5年度から着手をしております、実施状況でございますが、まずLINEの友だち登録をされた方、令和5年度中に91人、令和6年度、現在までには12人登録されておりますので、合計で103人の友だち登録をされた方がいらっしゃいます。

このうち、相談件数といたしましては、5年度に7件、6年度については1件でございます。合計、現在までに8件の相談がございました。

このうち、ヤングケアラーに関する相談につきましては、昨年度2件ございまして、今年度はまだございません。相談の内容といたしましては、SNSのトラブルや友人関係の相談、将来の夢に関する相談などがございました。

こういった内容についての今後の課題として、我々が捉えている状況につきましては、SNSを活用しているという性質上、やり取りが始まってからしばらくの間はお話を伺うという姿勢を保つように努めています。ある程度やり取りが成立しても、アドバイスをすると途切れてしまうということが多くありますので、窓口や電話ができない、あるいはそれを望んでいない方がSNSを活用して相談してきていると思われるので、辛抱強く話を伺いながら、信頼関係が築けるよう時間をかけて対応しようということで対応しております。

以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

○事務局

2点目にご質問いただいたひきこもり支援のプラットフォームについてですが、本日も所管課であります地域福祉課が欠席となっておりますので、後日回答をまとめてご連絡をさし上げるような形でもよろしいでしょうか。

○小出委員

ご説明ありがとうございました。どちらも重要な取組になっていると思いますので、できれば来年度以降は、この青少年関係事業実績報告書に掲載していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

貴重なご意見ありがとうございます。

そのほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日配付された資料ですので、もし今後疑問があるようでしたら、また事務局のほうへお問い合わせいただいて、この会で取り上げてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。市民安全推進課から「自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業について」、福祉政策課から「船橋市再犯防止推進計画の策定について」ということで、2件報告がございます。

まず市民安全推進課からよろしくお願いいたします。

○市民安全推進課長

私は市民安全推進課の千脇と申します。本日は貴重なお時間いただきまして、ありがとうございます。

当課で実施しております、自転車乗車用ヘルメットの購入費補助事業について、資料に基づいてご紹介をさせていただきたいと思っております。

この事業は、市民の方々を対象にしているものでございますけれども、青少年の方々にぜひご利用いただきたいということで、この場をお借りしたものでございます。

お手元の資料、11ページをご覧ください。こちらが本事業のチラシでございます。このようなチラシを作成いたしまして、7月1日から市内各所に配架してございます。市ホームページはもとより、出張所の窓口、さらには民間の市中にございます、ご協力いただける自転車屋さんの店頭にもこのチラシを配架しているところでございます。

このチラシだけでは情報量も足りませんので、10ページにこの事業の概要について項目ごとにまとめさせていただいておりますので、10ページをご覧くださいながら、詳細については担当係長よりご紹介させていただきます。

○市民安全推進課（担当係長）

着座にて失礼いたします。市民安全推進課交通安全係長の鈴木と申します。

自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業についてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1番の補助金額は、ヘルメット1個当たり2,000円となります。

次に2番、申請受付期間は、令和6年9月2日から来年の令和7年1月31日までとなります。ただし、予算額に達した場合は予定より早く終了となる場合があります。これはどういうことかと申しますと、4番に補助件数8,000件とありますが、8,000件に達したところで受付終了を予定しております。

次に、3番をご覧ください。補助対象としましては、申請時に申請者・利用者ともに船橋市に住民登録がある方となります。利用者といいますのはヘルメットをかぶる方でありまして、申請書に利用者はどなたかということに記載していただきまして、利用者1人につき1個まで、1回限りの申請となります。なお、例えば4人家族で4人それぞれがヘルメットを着用する場合には、利用者は4人となり、ヘルメット4個が補助対象となります。

次に4番です。先ほども申し上げましたが、補助件数は8,000件と予定しております。ヘルメットについては8,000個分です。

次に、5番の補助対象のヘルメットですが、令和6年7月1日以降に購入したものであり、市指定の安全基準を満たし、購入価格が税込み2,000円以上のものとなります。市指定の安全基準と申しますのは、SGと記載があるものや、JCFと記載があるものなどになります。

次に、6番の申請方法ですが、原則市で用意しますオンライン申請で申請をお願いしております。

最後に、7番の専用ダイヤル・窓口です。こちらは8月1日からの設置となります。

ご説明は以上となります。お時間をいただき、ありがとうございました。

○市民安全推進課長

本事業につきましては、自転車事故の被害軽減に向けて、ヘルメットの着用促進を図るということを目的といたしまして事業化したものでございます。ぜひご利用いただきたく、ご報告させていただきました。ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして福祉政策課よりお願いいたします。

○福祉政策課長

福祉政策課長、斎藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

お手元の資料の12ページをお開きください。失礼して、着座にて説明させていただきます。

本日は「船橋市再犯防止推進計画の策定について」ということで、お時間を頂戴いたしましてありがとうございます。この計画につきましては、今年の7月に、この会議の中で策定予定であるという説明をさせていただきました。今年の3月に、令和6年度から8年度までの3か年計画として策定をいたしましたものでございます。

それでは、資料 12 ページに沿って説明させていただきます。資料 12 ページをご覧くださいと、1 番から 4 番まで、大きく 4 つに分けて説明箇所がございますが、まず最初に、左下の「2 再犯の防止等を取り巻く状況」のところをご覧ください。ここでは、上のグラフが千葉県における近年の刑法犯認知件数、検挙件数、検挙人員の推移、下のグラフが刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率を示しております。上のグラフでは、刑法犯の認知件数が年々減少傾向にある一方で、下のグラフでは、検挙者に占める再犯者の割合、再犯者率とありますが、これが約 5 割ということで推移しております、犯罪を犯した者 2 人に 1 人が再犯者である状況を示しております。この資料においては千葉県におけるデータを示させていただきましたが、これは我が国、全国的にも同様の傾向となっております。このことをもって、国において再犯者を減少させることが重要であるという認識の下、平成 28 年 12 月に再犯の防止等の推進に関する法律を制定し、国及び地方公共団体に対して再犯の防止等に関する施策に取り組む責務を明らかにするとともに、地方公共団体においては地方再犯防止推進計画の策定を努力義務としたところでございます。

左上の 1 番をご覧ください。計画の趣旨でございますが、犯罪をした者の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等への依存が強い、高齢で身寄りがいいなど、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている方が多く存在します。こうした人が再び犯罪をすることを防ぐためには、社会に復帰した後に生活の安定が図られることが大事だと思います。そのために、それぞれが抱える課題に応じまして、息の長い支援を、国、地方公共団体、民間団体等が連携協力して行うことが重要でございます、その推進のために、本市といたしましても再犯防止推進計画を策定したところでございます。

計画の位置づけでございますが、法律の第 8 条第 1 項に規定いたします「地方再犯防止推進計画」でございます。計画の対象者は、再犯防止推進法第 2 条第 1 項に規定する「犯罪をした者等」になります。期間は、先ほど申しましたとおり、今年度から 8 年度までの 3 か年でございます。

右上、3 番をご覧ください。計画に記載いたしました具体的な取組、項目としては、1 から 6 までの 6 つの取組を記載させていただきました。就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進、学校等と連携した就学支援の実施など、これら 6 つの柱といってもよろしいかと思いますが、具体的な取組を進めていきたいと考えておるところでございます。

最後に、右下の 4 番、この計画の推進体制でございます。推進体制につきましては、学識経験者や保護司会等の民間団体、保健医療・福祉の関係団体、地域住民団体や行政機関等を構成員といたします「船橋市再犯防止推進ネットワーク」を設置いたしまして、関係機関の結びつきを強めることで、犯罪をした者等が継続的に支援を受けられる体制の構築を進めてまいりたいと思っております。資料では「(仮称) 船橋市再犯防止推進ネットワーク」となっておりますが、今年の 7 月 1 日に正式にネットワーク会議を設置すると決めておりました、8 月には 1 回目の会議を開催する予定でございます。

当面の目標といたしましては、受刑されている方、そういった矯正施設に入られる方のお手元に届くような船橋市の取組等をご紹介するパンフレットをつくっていきたいと考えているところでございます。

本市といたしましては、このネットワーク会議での議論を踏まえまして、犯罪をした人が地域において孤立することがないように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。市民安全推進課、福祉政策課より各々1件ずつご報告をいただきました。

委員の皆様からご意見、ご質問等ございますでしょうか。お願ひいたします。

○原野委員

PTA 連合会の原野でございます。

自転車のヘルメットの購入費補助について、ご質問させていただきます。千葉県はヘルメットの着用率がすごく低いと先日伺いまして、なるほどと思いました。2,000円を補助していただけるというのはすごくいい事業だと感じました。私も息子が高校、大学と自転車で通学しておりますので、早くに購入したいと思いました。

船橋市の小中学校で、豊富小学校5、6年生と、豊富中学校の生徒さんが自転車通学が認められていると伺いました。親としては狭い道路を自転車で通学するのはすごく心配だと感じておりますが、ヘルメットは豊富中さん、豊富小さんには義務になっているのかなと思ったのと、自転車専用道路はそこに設置されているのかなと思いましたので、質問させていただきます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。お答えいただける部署は。

○市民安全推進課長

市民安全推進課でございます。ご質問ありがとうございます。

お話しいただいた、まず公道の着用率が低いということは、おっしゃるとおりでございます。昨年の7月でございますけれども、警察庁が全国の都道府県のヘルメットの着用率調査をやってございます。その結果を見ますと、47都道府県のうち千葉県が、着用率の高いほうからいうと39位ということで、かなり着用率が低い県といわれているところでございます。また、それとともに、ヘルメットをかぶっている、かぶっていないという、この違いによって致死率、いわゆる死亡に至る率というのが約2倍程度変わるといわれてございます。こういう背景もありまして、本事業については今年度から着手したところでございます。

そして、小中学校のお話がございました。当課においては、現在市内の全小中学校の方々に本事業について周知をしてくださいとお願ひをしております。まだ学校によって

若干ばらつきがあるのかもしれないですが、学校から児童・生徒の皆様方へ通常の連絡手段、Eメールと聞いておりますけれども、そのEメール等を通じて、本市のこの事業を紹介しているホームページのアドレスについてご紹介をいただいているところがございます。これによって、児童・生徒の保護者の皆様方が市ホームページにアクセスしていただいて、本事業の内容について確認いただける、こういう体制を今整備しているところでございます。

そして、自転車専用道路のお話もございましたけれども、専用道路の市内の場所等については、我が課では把握してございません。今日出席している課でそれを把握している部署がいませんので、もしよろしければ後ほど担当課のほうからご回答ということでもよろしいでしょうか。

説明は以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

ほかにごなたかご質問等は大丈夫でしょうか。お願いいたします。

○本庄委員

ふなばし地域若者サポートステーションの本庄です。

船橋市再犯防止推進計画概要版の「3 具体的な取組」の1の「(1) 就労の確保」というところで、就労準備支援事業、若者就業支援事業等を行っていらっしゃるということでした。サポートステーションはその専門機関ということなので、ぜひご活用いただければと思います。

それから、この中の3のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援等というところで、スクールカウンセラーもやっている臨床心理士がサポートステーションにも入っておりますので、その辺りのご対応も、もしかしたらできるのではないかと思った次第です。

質問ではないのですが、ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

貴重なアドバイスをありがとうございます。よろしく願いいたします。

たまたま近隣で自転車事故を目にしまして、どちらも脳の損傷でお亡くなりになられてしまったんですね。どうしても車の硬いところ、ピラー（柱）ですね、あそこに頭をぶつけてしまうとかなりの重傷といいますか、脳に損傷を受けてしまうと、どうしても最悪の結果になってしまいますので、ぜひ青少年に限らず、ヘルメットの着用をして自転車に乗る。特に今は、電動アシストの自転車ですと時速25キロまで出ますので、かなりの速度ですが、本当にヘルメットの重要性は認識しなくてはいけないときだと思います。

ただ、65万人という市民の中で8,000という数ですので、今年度はこういった形なのかもしれないけれども、今後も続けていただけるような施策としていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。着用率が上がるまでは、何とかこういった形

で補助し、少しでも着用率を上げることが市民の安全につながると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そのほか、全般を通してご質問等がある方はいらっしゃいませんか。一応ここで報告については終わりましたので、会を通して何かご質問等があればということで、よろしくお願いいたします。

○岩井委員

市会議員の岩井友子です。

今月、船橋市内の乳児が虐待で亡くなって、母親が逮捕されるという事件が起きています。今、千葉県にしても船橋市にしても、再発防止ということで調査がこれから進められていくということは聞いているのですけれども、この青少年問題協議会として、一定のところで、どういうことがあったのかというのをきちんと報告を受けて、今後のそれぞれの活動に生かせるらいいのではないかと思いますので、その辺のところを取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。本日、児相の方は欠席されていますので、今お話を伺うことは難しいのですが、私も新聞の報道をお聞きして、この事件、実際に起こっているのは今年の7月なんですね。今の新聞で発表されたのが、7月10日に千葉県警から発表されて、0歳児の子に虐待をして男の子が亡くなってしまったということで、これから多分いろいろな調査が入って、またご報告があると思います。

前回の平成31年ですか、野田市で起こった小学校4年生の虐待の事件でも、これは多分容疑が固まるのが早かったせいかもしれませんけれども、同じ元年度の11月に、児童虐待防止死亡事例検証報告書というんですか、60ページにわたっていろいろな事例から話が出ておまして、また今回も7月11日に千葉県知事から、同じように児童虐待死亡事例等検証委員会を開いて詳細に調べることになっているようです。今後のこういったことを、この中でも、もしその時点できちんとした資料が出てくるようでしたら、それを皆さんで共有するような形で見守って、また今後こういった再発がないような形で、皆さんの担当されているところでご提案をいただくような形が取れば良いと思っております。

何しろ今の段階では、まだそういった形で新聞発表のみということになっておりますので、またいずれ進展があり次第、こちらの会でご報告させていただくような形でよろしいでしょうか。

○岩井委員

はい。お願いします。

○議長（丹羽会長）

よろしくお願いいたします。

ほかに。お願いします。

○森委員

こども家庭部長です。

今の0歳児のお子さんが亡くなられた事件ですが、こども家庭部で児童相談所と連携して、所属の家庭児童相談室、それと健康部の保健センターがそれぞれ対応をしていた案件でございますので、今後船橋市としては第三者の意見をお伺いしながら、この件で船橋市の対応がどういったものだったかということを検証していくことについては準備を進めているところでございます。会長もおっしゃられたとおり、その状況については適宜皆さんにお知らせしていきたいと考えておりますので、その都度よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもって本日の議事等は全て終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、会議を無事進めることができましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項等をお願いいたします。

○事務局

事務局でございます。

次回の青少年問題協議会の開催予定についてになります。11月7日の木曜日、午前10時から、ここ、同じ市役所6階602会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和6年度第1回船橋市青少年問題協議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

午前11時16分 閉会